

# 規制の事前評価書

## 財産分野の重大な消費者被害の発生・拡大防止のための対応の強化

所管課室名：消費者制度課

電話：03-3507-9128

評価年月日：平成 24 年 2 月

### 1. 規制の目的、内容及び必要性

#### (1) 現状及び問題点

消費者の財産被害の状況を概観すると、P I O-N E T<sup>1</sup>に登録された消費生活相談情報の件数が、約 90 万件と高い水準で推移しており、これらのうち、「取引」<sup>2</sup>に関する相談が 70 万件超（全体の約 85%）に及び、消費生活相談の大部分を占めている。

こうした財産被害の発生・拡大の防止を図るための行政による対応としては、特定商取引に関する法律などの個別法や各種の業規制を定める個別業法の適用がありうるが、以下のような事例では、これらの法律による対応では、消費者の財産被害の発生・拡大防止の観点から、限界があるという問題点がある。

#### 事例 1：「温泉付き有料老人ホーム利用権」の取引勧誘事案

「温泉付き有料老人ホームの利用権を代わりに買ってもらえれば、6 カ月後に 1.6 倍で買い取る」と突然買取業者から電話がかかってきた。その後、老人ホーム利用権を販売する業者（販売業者）から老人ホーム運営業者（運営業者）に関するパンフレットと申込書が届き、買取業者から何度もしつこく電話がかかってきた。断りきれなくなって販売業者に連絡し、1 口 20 万円を 6 口申し込み、120 万円を販売業者の銀行口座に振り込んだ。

その後、不審に思い、警察に相談したところ、運営業者が開設するという有料老人ホームの建設予定地を見に行くよう言われた。現地には老朽化した保養所が建っ

<sup>1</sup> 全国消費生活相談ネットワーク・システム（国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談（消費生活相談情報）の収集を行っているシステム。Practical Living Information Online Network System の略。パイオネット。）をいう。

<sup>2</sup> 解約したいなどの「契約・解約」、商品やサービスの品質や内容などに関する「販売方法」のいずれかが問題となっているもの。

ており、有料老人ホームと思われる建物など存在しなかった。また、建設予定地の自治体に確認したところ、当該土地には有料老人ホームの建設がされる予定はないとのことだった。その後、運営業者の社員券が送付されているが、騙されたと思うので、解約したい。

## 事例 2：換金困難な外国通貨の取引勧誘事案

業者から電話で「イラクからアメリカ軍が撤退すれば、ディナールの貨幣価値は 20～30 倍にまで必ず上がる」「いま円をイラク通貨のディナールに両替しておけば、必ず儲かる」「選ばれた 300 人にしか勧めていない」などと、ディナールの購入を勧められた。その後、送付されたパンフレットを見たり、「希望すれば、すぐにディナールを円に両替する」と言われたこともあり、約 200 万円の契約をした（1 口（＝25,000 ディナール紙幣 1 枚）10 万円）。この金額を業者の指定する銀行口座に振り込んだところ、ディナール札が送付されてきた。

その 1 カ月半後、お金が必要になったので、「円に両替してほしい」と業者に申し出たところ、「今はできない」と断られた。騙された気がする。

これらの事案においては、例えば、事例 1 は、いわゆる「劇場型」の取引勧誘事案であることが窺われるが、買取業者と販売業者が異なっており、買取業者による「温泉付き有料老人ホームの利用権を代わりに買ってもらえれば、6 カ月後に 1.6 倍で買い取る」との内容が不実の告知であったとしても、商品・役務を提供する事業者を規制する個別法・個別業法では、十分に対応できないという問題がある。

また、個別法・個別業法は、特定の取引類型や業に係る取引を行うことが法律上認められたものであることを前提として、当該取引類型や業に係る取引について、その適正を図るため不実告知等の勧誘行為等の規制を定めるものである。これに対して、架空取引は、そもそも適正な取引とは考えられない。したがって、「温泉付き有料老人ホームの利用権」なるものが架空である場合、不実告知等の勧誘行為を個別法・個別業法により規制したとしても、架空取引そのものへの対応としては、やはり限界があるものと考えられる。

また、消費者安全法附則第 2 項においても、「この法律の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

## (2) 規制改正の目的

分野横断的に適用される法律である消費者安全法を改正し、上記のような個別法・個別業法では対応できない財産被害事案（以下「すき間事案」という。）について、新たな手口に対しても機動的な対応を可能とするための措置等を設けることにより、消費者の財産被害の発生・拡大を防止することを目的とする。

## (3) 規制改正の必要性

上記（1）等の事案の被害の状況を見ると、被害金額が高額なものもあり、また、その被害が全国的に拡大しているが、事業者に対する行政措置がない状況を踏まえると、被害の発生・拡大防止のため、早急に本法の改正を行い、事業者に対する勧告・命令の措置を設ける必要性が高いと考えられる。

## (4) 規制改正の内容

すき間事案において、消費者に重大な財産被害を生じさせている事業者に対して、内閣総理大臣（消費者庁）が当該被害を生じさせている取引の取りやめその他必要な措置を講ずるよう勧告することができるようにする。

また、当該勧告に正当な理由なく従わない場合、その勧告に係る措置をとるべき旨を命じることができるようにする。

## 2. 想定される代替案

他の個別法・個別業法等では対応できない事案に対して、消費者被害の発生・拡大の防止の観点から、分野横断的に適用される消費者安全法を改正するものであり、同様の行政目的を達成しうる代替案は想定されない。

## 3. 分析対象期間

消費者安全法の一部を改正する法律のうち、本規制に係る規定の施行後5年とする。

## 4. 費用及び便益を推計する際の比較対象

本法の改正を行わない場合、個別法・個別業法の改正や新法の制定によって対応することになると考えられるが、前述のとおり、新たな手口が次々と開発されているということを踏まえると、対応を検討している間に消費者被害が発生・拡大するという状況が想定される。

## **5. 規制の費用**

### **(1) 遵守費用**

本法の改正は、個別法・個別業法では対応できないすき間事案において重大な財産被害が発生させた事業者措置を講ずるものであり、一般の事業者に特別の負担を課すものではなく、遵守費用は特に想定されない。

また、事業者が、対象が架空である取引等の不当な取引を行うことにより、消費者の財産に重大な被害を及ぼす事案を対象とし、その要件も明確化することから、事業者の正常な事業活動を萎縮させるという副次的な影響はない。

### **(2) 行政費用**

本法の改正による勧告・命令を執行するための執行体制の整備等を行う必要はあるが、費用負担の増加は執行体制の整備等必要な範囲にとどまる予定である。

### **(3) その他の社会的費用**

特に想定されるものはない。

## **6. 規制の便益**

すき間事案について、消費者の重大な財産被害の発生・拡大を防止する措置を設けることにより、消費者安全法の目的である消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することになる。

また、上記のような悪質な事業者を排除することによって、事業者の適正な事業活動が確保されることにより、良質な市場の形成に資することになる。

## **7. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）**

本法の改正によって、遵守費用は特に想定されず、執行を担う消費者庁に新たな事務負担に係る費用が発生するが、その費用は必要な範囲に留まる。

一方で、改正によって、悪質な事業者が規制されることにより、消費者の財産被害の発生・拡大が防止されることにより、消費者のみならず、事業者の適正な事業活動にとっても、好影響が期待される。

以上のことから、本法の改正による便益は消費者・事業者双方にとって大きいと考えられる一方、費用は限定的なものであるから、今回の法改正は適切であると考えられる。

## **8. 有識者の見解その他関連事項**

消費者庁で開催された有識者等から構成される「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」（座長：小早川光郎学習院大学法科大学院教授）の取りまとめにおいて、「行政全体として財産分野の消費者被害の発生又は拡大を防止するための対応を講じておくため、消費者安全法の改正を含む必要な措置を早急に講ずるべきである」とされた。

また、第78回消費者委員会（平成23年12月21日）においても、委員からは今回の法改正を早急に行うべきであるとの意見があった。

## **9. レビューを行う時期又は条件**

消費者安全法の一部を改正する法律のうち、本規制に係る規定の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。